



宇都宮市は令和6年度から 第2子の保育料を無償化します

**これまで第3子以降が対象だった保育料の無償化を、
令和6年4月から、第2子以降に拡大します！**

対象

保育施設等(※1)に入所している0歳から2歳児クラス(3号認定)の第2子の保育料(※2)

(※1) 認可保育所, 認定こども園, 地域型保育事業(家庭的保育事業, 小規模保育事業, 事業所内保育事業, 居宅訪問型保育事業)が対象です。(認可外保育施設は対象外です。)

(※2) 延長保育料や3歳児以上の副食費等は, これまでと同様の取扱いであり, 今回の無償化の対象外です。

第2子のカウントの方法

生計を同一にする子どもで, 18歳に到達する年度まで(大学生等は22歳に達する年度まで)の最年長の子どもを第1子, その下の子を第2子とカウントします。

保育料の軽減	第1子	第2子		第3子以降
きょうだいの状況 保育施設等に入所している子ども	きょうだいなし 	第1子が小学生以上 	第1子が教育・保育施設等に同時入所 	同一世帯で3人以上の児童を養育 
下記以外の世帯	全額	全額 ↓ 無料	半額 ↓ 無料	無料
年収360万円未満相当世帯 (市民税所得割税額57,700円未満)	全額	半額 ↓ 無料		無料
ひとり親等世帯 (市民税所得割税額77,101円未満)	半額	無料		無料
非課税世帯	無料	無料		無料